

株 主 各 位

東京都千代田区四番町6番  
株式会社オプト  
代表取締役社長 鉢 嶺 登

## 第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第19回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成25年3月27日（水曜日）午後6時までにご到着するようにご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成25年3月28日（木曜日） 午後3時
2. 場 所 東京都千代田区四番町6番 東急番町ビル  
当社 5階会議室
3. 株主総会の目的事項  
報 告 事 項

1. 第19期（平成24年1月1日から平成24年12月31日まで）  
事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査  
役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第19期（平成24年1月1日から平成24年12月31日まで）  
計算書類の内容報告の件

### 決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 資本準備金の額の減少の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 取締役6名選任の件
- 第5号議案 当社株式に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）  
継続の件

以 上

（お 願 い） 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へ  
ご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙資源節約のため、  
本招集ご通知をご持参ください。

（お 知 ら せ） 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正  
すべき事項が生じた場合には、インターネット上の当社WEBサイト  
（<http://www.opt.ne.jp/>）にて、修正後の内容を掲載いたします。

(添付書類)

## 事 業 報 告

(平成24年1月1日から  
平成24年12月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 企業の経過及び成果

当社グループの主要事業領域であるインターネット広告の市場規模は、平成23年には8,062億円となり、広告媒体としてはTVに次ぐ規模となりました（株式会社電通発表）。スマートフォンやタブレット端末などの携帯端末の急速な普及によるインターネット利用端末の多様化やソーシャルメディアの浸透が一層進んだことにより、インターネット広告の市場はさらに拡大していくことが予想されます。

このような状況下、当社グループは、広告・ソリューション事業とデータベース事業を主力事業として、eマーケティングサービスのさらなる向上及び収益の拡大を図ってまいりました。

この結果、当社グループの当連結会計年度における売上高は、78,909百万円（前連結会計年度比26.7%増）となりました。営業利益1,506百万円（前連結会計年度比36.1%増）となり、経常利益1,355百万円（前連結会計年度比4.7%増）、当期純利益830百万円（前連結会計年度比38.3%増）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

#### <広告・ソリューション事業分野>

当事業においては、インターネット広告販売及び、広告制作、ウェブサイト開発、SEOサービス、eマーケティングを支援する各種ソリューションの提供を行っております。

連結子会社の株式会社クラシファイドがYahoo!不動産新築物件情報のクラシファイド広告の取り扱い、ソウルダアウト株式会社が中堅・ベンチャー企業向けにインターネット広告の取り扱いを行っております。また、クロスフィニティ株式会社がSEOサービス、株式会社エスワンオーインタラクティブが広告主向けにインターネットマーケティングの戦略的運用を支援するトレーディングデスクを提供しております。

当連結会計年度においては、単体のリスティング広告やスマートフォン向け広告の取り扱いの拡大をはじめとするインターネット広告販売の拡大、株式会社クラシファイドのマンションデベロッパーやハウスメーカー向けのクラシファイド広告が好調に推移し、ソウルダアウト株式会社の中堅・ベンチャー企業向けのインターネット広告の取り扱いが拡大しました。また、当連結会計年度より連結子会社に加わった株式会社エスワンオーインタラクティブのトレーディングデスクも好調に推移いたしました。単体とクロスフィニティ株式会社においては、ソリューションの取り扱いも堅調に推移しました。以上の結果、当事業の売上高は71,740百万円（前連結会計年度比20.9%増）、営業利益1,985百万円（前連結会計年度比52.1%増）となりました。

#### <データベース事業分野>

当事業においては、インターネット広告の効果測定システムやサイト内解析システムなどのラインナップを備える「ADPLAN（アドプラン）」シリーズの開発を行っております。また、株式会社Platform IDがオーディエンスターゲティング広告配信ツール「Xrost（クロスト）」シリーズの開発販売、株式会社ホットリンクがソーシャルメディアマーケティングを支援するソリューションやソーシャルリスクモニタリングサービスの提供を行っております。

当連結会計年度においては、単体のデータ分析事業の継続的収益化に加え、株式会社Platform IDの業績が好調に推移しました。以上の結果、当事業の売上高は2,708百万円（前連結会計年度比65.5%増）、営業利益288百万円（前連結会計年度比421.6%増）となりました。

#### <ソーシャル&コンシューマ事業分野>

当事業においては、単体でソーシャルマーケティング支援及び消費者の購買支援を行っております。また、株式会社モバイルファクトリーが、ゲームアプリの企画開発・販売及び着メロ、占いなどのモバイルコンテンツの提供、当連結会計年度より連結子会社に加わった株式会社コンテンツワンが、Webアプリケーション系に特化した開発、コンサルティング、育成事業、株式会社マルチメディアスクール・ウェーブがIT-Web系に特化した技術者育成事業を行っております。

当連結会計年度においては、株式会社モバイルファクトリーのゲームアプリの企画開発・販売が好調に推移しました。一方、単体においてはサービス開発等の投資を行い、また株式会社マルチメディアスクール・ウェーブが収益化に向けた事業及び拠点の再編を行いました。以上の結果、当事業の売上高は2,165百万円（前連結会計年度比174.4%増）、営業損失590百万円（前連結会計年度は102百万円の営業損失）となりました。

#### <海外事業分野>

当事業においては、単体で海外調査・開発、その他投資先支援を行っております。また韓国のeMFORCE Inc.（エムフォース）及び当連結会計年度より連結子会社に加わったChai Communication Co.,LTD.（チャイコミュニケーション）がインターネット広告サービスを行っております。

当連結会計年度においては、単体での海外調査・開発費用が増加しました。以上の結果、当事業の売上高は2,626百万円（前連結会計年度比301.2%増）、営業損失162百万円（前連結会計年度は152百万円の営業損失）となりました。

(2) 対処すべき課題

当社グループは、以下の点を主な経営課題と捉えております。

- ① e マーケティングノウハウのさらなる向上
- ② ソーシャルおよびスマートフォン関連サービスの強化
- ③ 当社グループオリジナルサービス強化による独自性の明確化
- ④ データベース事業の規模拡大
- ⑤ 顧客営業力の強化
- ⑥ メディアとの関係性の強化
- ⑦ ガバナンスとスピードを両立できるグループ経営管理体制の構築
- ⑧ 生産性の向上のためのITインフラ整備
- ⑨ 社員教育の強化

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度においては、コンピュータ（サーバー）及び開発用ソフトウェア、本社オフィス移転に伴う設備等に1,597百万円の設備投資を行っております。

(4) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

特記すべき事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

特記すべき事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

特記すべき事項はありません。

(8) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特記すべき事項はありません。

## (9) 財産及び損益の状況

区分	第16期 (平成21年12月期)	第17期 (平成22年12月期)	第18期 (平成23年12月期)	第19期 (当連結会計年度) (平成24年12月期)
売上高(千円)	54,412,287	58,132,558	62,260,552	78,909,290
経常利益(千円)	1,080,000	1,457,051	1,294,971	1,355,893
当期純利益(千円)	507,105	596,347	600,803	830,705
1株当たり当期純利益(円)	3,423.86	4,026.22	4,031.95	28.23
総資産(千円)	26,513,181	29,898,625	30,784,993	36,838,321
純資産(千円)	17,376,619	18,380,399	18,538,786	19,618,539

- (注)1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算定しております。  
2. 当社は平成25年1月1日付で普通株式1株につき普通株式200株の株式分割を行っております。第19期の1株当たり当期純利益は当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定して算定しております。

## (10) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

特記すべき事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
(株) クラシファイド	119,805千円	66.0%	クラシファイド広告の企画・販売
クロスフィニティ(株)	30,000千円	66.7%	SEOを中心としたSEM関連サービスの提供
ソウルドアウト(株)	8,880千円	100.0%	中堅・ベンチャー企業向け広告代理
(株) Platform ID	30,000千円	51.0%	データプラットフォーム事業

(注) 当社の連結子会社は、上記の会社を含め11社であります。

(11) 主要な事業内容（平成24年12月31日現在）

当社グループは、株式会社オプトと連結子会社11社により構成されており、インターネット広告販売及び、広告制作、ウェブサイト開発、SEOサービス、eマーケティングを支援する各種ソリューションの提供を主とした「広告・ソリューション事業」、ネット広告効果測定やデータベースの提供を主とした「データベース事業」、消費者の購買支援及びソーシャルマーケティング支援を主とした「ソーシャル&コンシューマ事業」及び、海外調査・開発、その他投資先支援を主とした「海外事業」を行っております。

事業区分	主な事業内容
広告・ソリューション事業	Yahoo!JAPAN、Googleなどインターネット広告専門の広告代理業 比較サイトの運営 eマーケティング支援システム、クリエイティブ、SEO、サイト開発 など総合的な支援サービス
データベース事業	インターネット広告の効果測定システム オーディエンスターゲティング広告配信 ソーシャルメディア関連のソリューションの提供
ソーシャル&コンシューマ事業	eコマース事業 ソーシャルマーケティング支援 モバイルコンテンツ・ソーシャルアプリの企画開発
海外事業	海外調査・開発、その他投資先支援等 韓国でのネット広告専門の広告代理業等

(12) 主要な営業所（平成24年12月31日現在）

① 当社

営業所	所在地
本社	東京都千代田区
大阪支社	大阪府大阪市
沖縄支社	沖縄県那覇市

② 子会社

会社名	所在地
㈱ クラシファイド	東京都千代田区
クロスフィニティ(㈱)	東京都千代田区
ソウルドアウト(㈱)	東京都千代田区
㈱ Platform ID	東京都千代田区

(13) 従業員の状況（平成24年12月31日現在）

従業員数	前連結会計年度末増減
1,261名	317名増

- (注) 1. 従業員には、パート・派遣社員は含まれておりません。  
2. 従業員には、当社グループ外への出向者は含まれておりません。  
3. 従業員が前連結会計年度末に比較して増加した主な理由は、事業拡大によるものです。

(14) 主要な借入先（平成24年12月31日現在）

特記すべき事項はありません。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

## 2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項（平成24年12月31日現在）

- |              |                        |
|--------------|------------------------|
| ① 発行可能株式総数   | 433,152株               |
| ② 発行済株式の総数   | 149,378株（自己株式2,200株含む） |
| ③ 株主数        | 5,423名                 |
| ④ 大株主（上位10名） |                        |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
㈱電通デジタル・ホールディングス	30,495株	20.71%
鉢 嶺 登	23,498株	15.96%
カルチュア・コンビニエンス・クラブ㈱	22,705株	15.42%
海 老 根 智 仁	9,162株	6.22%
日本トラスティ・サービス信託銀行㈱（信託口）	7,566株	5.14%
野 内 敦	5,654株	3.84%
CGML-IPB CUSTOMER COLLATERAL ACCOUNT	3,828株	2.60%
クレディ・スイス・セキュリティーズ（ヨーロッパ）リミテッド ビービー オムニバス クライアントアカウント	2,938株	1.99%
小 林 正 樹	2,254株	1.53%
プロスペクト ジャパン ファンド リミテッド	2,048株	1.39%

(注) 新株予約権の行使による株式の発行により、発行済株式の総数は50株増加しております。  
また、持株比率については、自己株式（2,200株）を控除して算出し、小数点第3位以下は切り捨てております。

### ⑤ その他株式に関する重要な事項

当社は、平成25年1月1日付で普通株式1株につき普通株式200株の株式分割を行っております。株式分割は平成25年1月1日を効力発生日としておりますので、本項は株式分割前の株式数により記載しております。



(2) 新株予約権等に関する事項

- ① 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

<第7回－1新株予約権 平成21年5月28日取締役会決議にて付与>

発行決議の日	平成21年5月28日開催 取締役会	
新株予約権の数	10個	
目的となる株式の種類	普通株式	
目的となる株式の数	10株	
新株予約権の払込金額	無償	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1個につき135,000円	
新株予約権の行使期間	平成23年5月30日から平成26年5月29日まで	
新株予約権の主な行使条件	<p>(1) 行使条件</p> <p>① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。</p> <p>② 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。また、行使の結果発行される株式数は整数でなければならず、1株未満の端数の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数等の切り捨てについて金銭による調整は行わない。</p> <p>(2) 相続 権利者が死亡した場合には、権利者の相続人は未行使の本新株予約権を相続するものとする。</p>	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要する。	
有利な条件の内容	新株予約権の無償発行	
保有人数及び新株予約権の数		
当社取締役（社外取締役を除く）	1名	10個
当社社外取締役	0名	0個
当社監査役	0名	0個

当社は、平成25年1月1日付で株式1株につき200株の株式分割を行っているため、同日以降に新株予約権を行使する際には、新株予約権の目的となる株式の数及び行使時の払込金額がそれぞれ分割割合に応じて調整されます。

- ② 当事業年度中に当社使用人等に対して職務執行の対価として交付した新株予約権の内容の概要  
特記すべき事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項  
特記すべき事項はありません。

### (3) 会社役員に関する事項

#### ① 取締役及び監査役に関する事項

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長CEO	鉢 嶺 登	
取 締 役 会 長	海老根 智 仁	
取 締 役	野 内 敦	(株)Platform ID 代表取締役
取 締 役 CFO	石 橋 宣 忠	
取 締 役	岩 切 隆 吉	
取 締 役	大 山 俊 哉	(株)電通デジタル・ホールディングス 執行役員
取 締 役	大久保 克 彦	(株)電通デジタル・ホールディングス 取締役常務執行役員
取 締 役	中 村 利 江	夢の街創造委員会(株) 取締役会長
取 締 役	杉 浦 敬 太	カルチュア・コンビニエンス・クラブ(株)執行役員
常 勤 監 査 役	石 崎 信 明	
監 査 役	大 原 猛	(株)電通デジタル・ホールディングス 監査役
監 査 役	呉 雅 俊	(株)TNPパートナーズ 代表取締役
監 査 役	山 上 俊 夫	弁護士

- (注) 1. 取締役大山俊哉氏、取締役大久保克彦氏、取締役中村利江氏及び取締役杉浦敬太氏は、社外取締役であります。
2. 監査役石崎信明氏、監査役大原猛氏、監査役呉雅俊氏及び監査役山上俊夫氏は、社外監査役であります。
3. 監査役石崎信明氏は、上場企業の財務及び会計に関する業務を担当した経験があり、また中小企業診断士の資格を有する経営コンサルタントとして、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役呉雅俊氏は、上場企業の財務及び経理に関する業務の担当、また取締役管理部長などを歴任した経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

5. 取締役であった粕谷進一氏は、平成24年3月29日開催の第18回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
6. 監査役であった小川由紀夫氏は、平成24年3月29日付で辞任しております。
7. 取締役であった中村利江氏は、平成24年8月31日付で辞任しております。なお当該取締役の地位及び担当は退任時の地位及び担当であります。
8. 当社は、監査役石崎信明氏、監査役呉雅俊氏及び監査役山上俊夫氏を大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## ② 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	5名 (0名)	112,676千円 (0円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	14,265千円 (14,265千円)
合 計 (うち社外役員)	8名 (3名)	126,941千円 (14,265千円)

- (注) 1. 平成18年3月30日開催の株主総会の決議による取締役の報酬限度額は年額200,000千円であり、これには使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含まれておりません。
2. 平成18年3月30日開催の株主総会の決議による監査役の報酬限度額は年額30,000千円であります。
3. 取締役の支給員数には、平成24年3月29日開催の第18回定時株主総会終結の時をもって退任した1名、及び平成24年8月31日付で辞任した1名は無報酬のため含んでおりません。
4. 監査役の支給員数には、平成24年3月29日開催の第18回定時株主総会終結の時をもって辞任した1名は無報酬のため含んでおりません。
5. 監査役3名は、社外監査役であります
6. 社外取締役5名および社外監査役2名については、無報酬であるため人員に含まれておりません。

③ 社外役員に関する事項

当社での地位	氏名	他の法人等の重要な兼職の状況	当社での主な活動状況	責任限定契約の内容
取締役	大山 俊 哉	㈱電通デジタル・ホールディングス 執行役員	当事業年度に開催された取締役会28回のうち19回出席し、同氏が有するインターネット分野を含む広告全般に関する豊富な経験・知識をもとに、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。	当社定款に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額として限定する契約を締結しております。
取締役	大久保 克 彦	㈱電通デジタル・ホールディングス 取締役常務執行役員	当事業年度に開催された取締役会28回のうち26回出席し、電通グループのデジタル・ビジネス領域における事業戦略に長年携わったことにより有した、その豊富な経験と幅広い見識をもとに、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。	
取締役	中村 利 江	夢の街創造委員会(株) 取締役会長	平成24年8月31日辞任以前に開催された取締役会19回のうち16回出席し、同氏が有する経営者としての豊富な経験と、インターネット分野を含む幅広い見識をもとに、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。	
取締役	杉浦 敬 太	カルチュア・コンビニエンス・クラブ(株) 執行役員	平成24年3月29日就任以降に開催された取締役会22回のうち17回出席し、同氏が有するカルチュア・コンビニエンス・クラブ(株)における事業戦略に携わったことにより有した幅広い見識をもとに、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。	
監査役	石崎 信 明	—	当事業年度に開催された取締役会28回全て、監査役会15回全てに出席し、中小企業診断士の資格を有する経営コンサルタントとしての見地より経営の客観性や中立性の観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。	
監査役	大原 猛	㈱電通デジタル・ホールディングス 監査役	平成24年3月29日就任以降に開催された取締役会22回のうち20回出席し、監査役会11回のうち10回出席し、電通グループの監査業務に携わることで得た企業監査に関する豊富な経験と高い見識をもとに、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。	
監査役	呉 雅 俊	㈱TNPパートナーズ 代表取締役	当事業年度に開催された取締役会28回のうち26回出席し、監査役会15回のうち14回出席し、上場企業での取締役経験者としての見地、経営の客観性や中立性の観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。	
監査役	山上 俊 夫	弁護士	当事業年度に開催された取締役会28回のうち25回出席し、監査役会15回のうち12回出席し、弁護士としての見地より、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。	

- (注) 1. 取締役大山俊哉氏、取締役大久保克彦氏及び監査役大原猛氏が兼務する(株)電通デジタル・ホールディングスは当社の大株主であります。
2. 取締役中村利江氏が兼務する夢の街創造委員会(株)と当社との関係には特記すべき事項はありません。
3. 取締役杉浦敬太氏が兼務するカルチュア・コンビニエンス・クラブ(株)は当社の大株主であります。
4. 監査役呉雅俊氏が兼務する(株)TNPパートナーズと当社との関係には特記すべき事項はありません。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額	42,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	56,500千円

- (注) 1. 上記報酬等の額は、会社法上の監査に対する報酬の額及び金融商品取引法上の監査に対する監査報酬の額などの合計額であります。
2. 連結子会社のeMFORCE Inc. は、韓国（大韓民国）の監査法人HANSHIN ACCOUNTING CORPORATIONより計算関係書類の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）であるアドバイザー業務に対し1,200千円を支払っております。

### 3. 会社の体制及び方針

#### (1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

管理部門を管掌する役員が中心となって管理業務を所管する部門とともに研修、マニュアルの作成・配布等を行うことなどにより、取締役及び役職員に対しコンプライアンスの知識を高めるとともに、尊重する意識の醸成を図っております。

- ② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、重要な意思決定及び報告に関して、「諸規程管理規程」及び「文書管理規程」に基づき文書の作成、保存、管理及び廃棄を行い、社内情報を適切に保存・管理し、監査役が求めた場合、閲覧可能な状態としております。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

管理業務を所管する部門がリスク管理体制の構築及び運用などリスク管理の統括を担当し、管理業務を所管する取締役を中心にリスク管理を行っております。各部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行い、各部門長は、適宜リスク管理の状況を取締役会及び監査役会に報告しております。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

事業計画を定め、会社として達成すべき目標を明確化するとともに、業績目標を明確化し、かつその評価方法を明らかにすることとしております。各部門に対し、業績への責任を明確にするとともに、業務効率の向上を図っております。

- ⑤ 会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ会社を統制する業務を遂行する担当役員は、グループ会社の業務の適正を推進・管理しております。また、グループ会社の管理業務を所管する部門は、グループ全体のリスクの評価及び管理の体制を適正に構築し、運用することを図っております。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における使用人に関する事項

監査役が職務遂行について補助すべき使用人を求めた場合、必要な人員を配置しております。

- ⑦ 前号使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役を補助するべき使用人の人事異動に関しては、監査役会の意見を尊重しております。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制  
取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項を発生し、または発生するおそれがあるとき、取締役による違法、または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと認めた事項が生じたときは、直ちに監査役に報告することとしております。
- ⑨ その他、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
取締役は、監査制度に対する理解を深め、社内環境を整備して監査制度がより効率的に機能するように図っております。  
代表取締役は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するために、取締役会の開催前に監査役に対し開催日程を通知し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図っております。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制  
当社は、財務報告の信頼性の確保及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、「財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本方針書」を制定し、内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行います。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた体制  
当社の「倫理規程」において、反社会的勢力（犯罪対策閣僚会議により制定された『企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針』において定義される「反社会的勢力」をいいます。）との関係を一切遮断することを定め、反社会的勢力による不当要求等に対しては、組織的に対応することとしております。  
また、平素から、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築するとともに、新規取引の際の契約書に反社会的勢力排除条項を盛り込んでおります。

## (2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、配当金につきましては、事業年度ごとの利益の状況、将来の事業展開などを勘案しつつ、安定した配当を維持するとともに株主の皆様への利益還元積極的に努めてまいりました。この方針のもと、当事業年度末の配当金につきましては、1株当たり配当金を1,700円とさせていただき、創立20周年の記念配当2,000円と合わせて、1株あたり3,700円といたしたいと存じます。

なお、当社は平成25年1月1日付で1株につき200株の割合をもって株式分割を行っておりますが、配当は株式分割前の株式数を基準に実施いたします。

## (3) 株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、平成18年11月16日の取締役会決議により、大規模買付行為（特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為。いずれについても、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。）に対する方針及び買収防衛策（以下「本施策」といいます。）として、いわゆる「事前警告型防衛策」を導入し、平成24年3月29日の第18回定時株主総会にて、平成25年3月31日を有効期限とした継続の決議をしております。

当社は株式を公開している、いわゆる上場企業である以上、当社株式の自由な売買がなされることは至極当然であるとの認識のもと、もし当社株式に対して、大規模買付行為を行う特定株主グループが出現したとしても、その大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様判断に委ねられるべきものであると考えております。

しかしながら、株主の皆様が当社株式の売却を行うか否かを判断するにあたっては、十分な情報が株主の皆様提供されることが極めて重要であり、もし十分な情報提供がなされない場合には、株主の皆様の利益を大きく毀損する恐れがあると考えております。

従いまして、当社といたしましては、株主の皆様の適切な判断に資するため、大規模買付行為に関する情報が大規模買付者から提供された後、これを評価・検討し、また、経営評価委員会への諮問を行い、勧告を受けて取締役会としての意見を形成したのちにそれらを開示し、さらに、必要に応じて株主意思を確認の上、大規模買付者と交渉したり、株主の皆様へ代替案を提示することが、当社として当然の責務であると考えております。



また、当社は顧客のインターネット上でのマーケティング活動を支援する事業（広告・ソリューション事業分野、データベース事業分野、ソーシャル&コンシューマ事業分野、海外事業分野）を展開しております。

当社の経営はこの各事業特性を前提とした経営のノウハウ、並びにインターネットやマーケティングに関する知識・経験を有する従業員、取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等が重要であり、これらへの理解が当社の企業価値の維持・向上には不可欠であると考えております。

このような当社の事業に対する理解なくして当社の企業価値の把握は困難であり、株主の皆様が大規模買付者による大規模買付行為を評価・検討するに際しては、大規模買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営について株主の皆様から委任を受けており、当社の事業特性を充分理解している当社取締役会の評価・意見等も含めた十分な情報が提供されることが必要不可欠と考えております。

以上の考え方に基づき、当社としては、大規模買付行為における一定のルールを策定いたしました。かかるルールに則り、当社取締役会は、株主の皆様が大規模買付行為に対する判断を行うために必要かつ十分な情報を収集・提供し、また、適宜、経営評価委員会の勧告とあわせて、これを評価・検討して取締役会としての意見をまとめて公表することとし、さらに、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求め、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、又は、大規模買付ルールに則っていたとしても、大規模買付行為が株主の皆様の共同の利益を著しく損なう場合等には、必要に応じて株主意思を確認の上、当社取締役会がその時点で適切と考える一定の措置を講じることができるものとしたします。

一般に、大規模買付行為に対する当社の対応によっては、本施策のような施策が現経営陣の保身に利用され、また、不当に株主の株式売却に対する自由を妨害することにつながるという弊害も指摘されているところではありますが、本施策は、あくまで株主の皆様が自由な意思決定を行うための前提として必要な情報・機会を確保することを目的として、それに必要かつ相当なルールを設定するものであり、かかる弊害は生じないものと考えております。

なお、平成25年4月1日以降の本施策につきましては、平成25年3月28日開催予定の第19回定時株主総会による承認を条件として継続することとしております。

（注）：「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の解任又は不再任の決定については、監査役会の同意を要することとしております。

監査役会は、会社都合の場合のほか、会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合、もしくは、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社グループの監査業務に重大な支障を来す事態が生じた場合には、取締役会に対して会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に付議するよう請求することとしております。

---

当事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満切り捨て、比率その他については小数点第2位で四捨五入しております。

## 連結貸借対照表

(平成24年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【資産の部】</b>		<b>【負債の部】</b>	
流動資産	28,553,658	流動負債	16,464,895
現金及び預金	14,303,768	支払手形及び買掛金	12,358,980
受取手形及び売掛金	12,869,988	短期借入金	459,528
有価証券	500,000	リース債務	50,013
たな卸資産	15,540	未払金	1,957,021
繰延税金資産	177,223	未払法人税等	260,411
その他	866,335	賞与引当金	268,684
貸倒引当金	△ 179,197	その他	1,110,255
固定資産	8,284,662	固定負債	754,885
(有形固定資産)	750,113	長期借入金	62,957
建物及び構築物	300,289	退職給付引当金	126,200
リース資産	321,391	リース債務	289,708
その他	128,432	繰延税金負債	121,156
(無形固定資産)	1,633,827	資産除去債務	132,555
のれん	680,896	その他	22,307
その他	952,931	<b>負債合計</b>	<b>17,219,781</b>
(投資その他の資産)	5,900,720	<b>【純資産の部】</b>	
投資有価証券	4,510,724	株主資本	18,108,076
繰延税金資産	59,787	(資本金)	7,600,567
その他	1,379,667	(資本剰余金)	7,694,938
貸倒引当金	△ 49,458	(利益剰余金)	3,030,216
		(自己株式)	△ 217,646
		その他の包括利益累計額	161,700
		(その他有価証券評価差額金)	117,127
		(為替換算調整勘定)	44,572
		新株予約権	64,124
		少数株主持分	1,284,638
		<b>純資産合計</b>	<b>19,618,539</b>
<b>資産合計</b>	<b>36,838,321</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>36,838,321</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(平成24年1月1日から平成24年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		78,909,290
売 上 原 価		67,941,410
売 上 総 利 益		10,967,880
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		9,461,485
営 業 利 益		1,506,394
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	99,465	
受 取 配 当 金	3,548	
そ の 他	34,418	137,431
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	7,070	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	156,726	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	17,075	
投 資 事 業 組 合 運 用 損 失	90,166	
そ の 他	16,894	287,932
経 常 利 益		1,355,893
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	359,250	
負 の の れ ん 発 生 益	109,083	
そ の 他	42,301	510,634
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損 失	29,354	
固 定 資 産 売 却 損 失	2,060	
減 損 損 失	139,605	
投 資 有 価 証 券 評 価 損 失	59,223	
本 社 移 転 費 用	68,296	
そ の 他	10,519	309,060
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,557,467
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	547,104	
法 人 税 等 調 整 額	9,574	556,679
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		1,000,787
少 数 株 主 利 益		170,081
当 期 純 利 益		830,705

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成24年1月1日から平成24年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成24年1月1日残高	7,595,514	7,689,885	2,353,582	△ 217,646	17,421,335
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	5,053	5,053			10,107
剰余金の配当			△ 176,553		△ 176,553
当期純利益			830,705		830,705
連結範囲の変動			19,737		19,737
持分法の適用範囲の変動			2,743		2,743
株主資本以外の項目 の連結会計年度中 の変動額(純額)					—
連結会計年度中 の変動額合計	5,053	5,053	676,633	—	686,740
平成24年12月31日残高	7,600,567	7,694,938	3,030,216	△ 217,646	18,108,076

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額			新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計			
平成24年1月1日残高	191,729	△ 79,378	112,351	67,481	937,617	18,538,786
連結会計年度中の変動額						
新株の発行			—			10,107
剰余金の配当			—			△ 176,553
当期純利益			—			830,705
連結範囲の変動			—			19,737
持分法の適用範囲の変動			—			2,743
株主資本以外の項目 の連結会計年度中 の変動額（純額）	△ 74,601	123,950	49,349	△ 3,357	347,020	393,012
連結会計年度中 の変動額合計	△ 74,601	123,950	49,349	△ 3,357	347,020	1,079,753
平成24年12月31日残高	117,127	44,572	161,700	64,124	1,284,638	19,618,539

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等)

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数 11社

連結子会社の名称

eMFORCE Inc.

株式会社クラシファイド

株式会社ホットリンク

クロスフィニティ株式会社

ソウルドアウト株式会社

株式会社モバイルファクトリー

株式会社Platform ID

株式会社コンテンツワン

株式会社マルチメディアスクール・ウェーブ

株式会社エスワンオーインタラクティブ

Chai Communication Co.,LTD.

前連結会計年度において非連結子会社であった株式会社コンテンツワン、株式会社エスワンオーインタラクティブは、重要性が増したことにより当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

株式会社マルチメディアスクール・ウェーブ、Chai Communication Co.,LTD.については当連結会計年度において新たに株式を取得したため当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

株式会社モディファイについては、保有株式を売却したことにより、連結の範囲から除外しております。

なお、株式の取得により株式会社ガーラバズを連結の範囲に含めておりましたが、株式会社ホットリンクに吸収合併されております。

#### (2) 主要な非連結子会社の名称

北京欧英特信息科技有限公司

株式会社サーチライフ

株式会社ソーシャル・スコア・ストラテジー

OPT America, Inc.

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

## 2. 持分法の適用に関する事項

### (1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数 3社

株式会社TradeSafe

株式会社TAGGY

MCN AsiaHolding, Pte. Ltd

株式会社パピレスについては、保有株式の一部を売却したことにより、持分法の適用範囲から除外しております。

### (2) 持分法を適用しない主要な非連結子会社及び関連会社等の名称

非連結子会社：北京欧芙特信息科技有限公司

株式会社サーチライフ

株式会社ソーシャル・スコア・ストラテジー

OPT America, Inc.

関連会社：株式会社メディアライツ

株式会社デジミホ

株式会社アスコエパートナーズ

ボイスバーン・ジャパン株式会社

(持分法を適用しない理由)

持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体として重要でないため、持分法の適用範囲から除外しております。

## 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。



#### 4. 会計処理基準に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

###### 1. 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

###### 2. その他有価証券

###### 時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

###### 時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

###### 投資事業有限責任組合等への出資

入手可能な直近の決算書に基づき、組合の損益のうち当社の持分相当額を加減する方法によっております。

###### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

###### 貯蔵品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法によっております。

但し、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 5～18年

機械装置及び運搬具 4～5年

工具器具及び備品 3～10年

###### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。但し、自社利用ソフトウェアについては社内利用可能期間（主として5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンスリース・リース取引のうちリース取引開始日が平成20年12月31日以前のものについては通常の貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

③ 退職給付引当金

一部の連結子会社において、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。

(5) のれんの償却に関する事項

のれんは、主として5年間で均等償却しております。

(6) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

② 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

## 5. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

### (1 株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。

潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。なお、この変更による影響はありません。

### (表示方法の変更)

#### 連結貸借対照表

前連結会計年度において、流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「未払金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

なお、前連結会計年度の連結貸借対照表において流動負債の「その他」に含めて表示していた「未払金」の金額は501,736千円であります。

## 6. 追加情報

### (会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 一括掲記のたな卸資産の内訳	
商品	499千円
仕掛品	1,727千円
貯蔵品	13,314千円
2. 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。	
投資有価証券（株式）	757,580千円
投資有価証券（その他の有価証券）	106,851千円
3. 担保資産及び担保付債務	
(1) 担保に供している資産	
現金及び預金（定期預金）	303,272千円
(2) 上記に対応する債務	
支払手形及び買掛金	87,467千円
4. 有形固定資産の減価償却累計額	491,134千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
発行済株式(注)				
普通株式(株)	149,328	50	—	149,378
自己株式				
普通株式(株)	2,200	—	—	2,200

(注)普通株式の発行済株式総数の増加50株は、新株予約権の権利行使によるものです。

2. 新株予約権に関する事項

区 分	内 訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増 加	減 少	当 連 結 会計年度末	
当 社	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	64,124
合計			—	—	—	—	64,124

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配 当 金 の 総 額 (千円)	1株当たり配当額(円)	基 準 日	効力発生日
平成24年3月29日 定時株主総会	普通株式	176,553	1,200	平成23年 12月31日	平成24年 3月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配 当 金 の 総 額 (千円)	1株当たり配当額(円)	基 準 日	効力発生日
平成25年3月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	544,558	3,700	平成24年 12月31日	平成25年 3月29日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社グループは、資金の状況及び金融市場の状況を鑑み、資金運用については安全性、流動性を重視した金融資産を購入しております。また、資金調達については安定性、経済性、機動性に配慮した手段を採用しております。

当社グループは、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては当社グループの与信管理規定に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。外貨建ての営業債権は、為替リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券、及び当社グループの業務上関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。外貨建ての営業債務は、為替リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規定に従い営業債権について、取引開始時における与信調査、回収状況の継続的なモニタリング、与信限度額の見直し等を実施しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク

（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、財務担当部署において各社の短期の資金繰りを作成し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年12月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注2）参照）。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	14,303,768	14,303,768	—
(2) 受取手形及び売掛金	12,869,988	12,869,988	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	2,366,050	2,366,050	—
資産計	29,539,807	29,539,807	—
(1) 支払手形及び買掛金	12,358,980	12,358,980	—
(2) 未払金	1,957,021	1,957,021	—
負債計	14,316,001	14,316,001	—

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

### 資産

#### (1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは、すべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、原則として株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格または元利金の合計額を残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

### 負債

#### (1) 支払手形及び買掛金、並びに(2) 未払金

これらは、すべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	1,960,664
非上場債券	24,000
投資事業有限責任組合及びそれに類する 組合への出資	553,157
その他の関係会社有価証券	106,851
合計	2,644,674

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 現金及び預金	14,303,768	—	—	—
(2) 受取手形及び売掛金	12,869,988	—	—	—
(3) 有価証券及び投資有価 証券				
1. 債券				
満期保有目的の債券	24,000	—	—	—
2. その他				
その他有価証券のうち 満期があるもの	1,500,863	—	—	—
合計	28,698,620	—	—	—

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 620円 67銭

1株当たり当期純利益 28円 23銭

当社は、平成25年1月1日付で株式1株につき200株の株式分割を行っております。当該株式分割については、当連結会計年度の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。



(重要な後発事象に関する注記)

(株式分割)

平成24年11月27日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成25年1月1日に株式分割を行っております。

1. 株式分割の目的

株式の分割を実施し、当社株式の投資単位あたりの金額を引き下げることにより、流動性の向上及び投資家層の拡大を図ることを目的としております。

また、平成19年11月27日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、100株を1単位とする単元株制度を採用いたしました。

2. 株式分割の割合

平成24年12月31日を基準日（同日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には平成24年12月28日）として同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を1株につき、200株の割合をもって分割を行っております。

3. 株式分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	149,378株
株式分割により増加する株式数	29,726,222株
株式分割後の発行済株式総数	29,875,600株
株式分割後の発行可能株式総数	86,630,400株

4. 株式分割の時期

効力発生日 平成25年1月1日

5. 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定した場合における「1株当たり情報に関する注記」の各数値は、前項に記載のとおりです。

## 貸借対照表

(平成24年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【資産の部】</b>		<b>【負債の部】</b>	
流動資産	22,143,422	流動負債	12,712,815
現金及び預金	10,509,485	買掛金	9,624,408
受取手形	4,495	リース債務	48,746
売掛金	9,418,986	未払金	2,044,312
有価証券	500,000	未払費用	322,844
前渡金	16,875	未払法人税等	27,185
繰延税金資産	94,856	未払消費税等	279,306
立替金	191,855	前受金	86,746
関係会社短期貸付金	554,500	預り金	91,714
未収入金	800,164	賞与引当金	157,276
その他	171,090	その他	30,273
貸倒引当金	△ 118,889		
固定資産	8,430,741	固定負債	373,852
(有形固定資産)	554,967	リース債務	284,762
建物	222,473	資産除去債務	89,090
工具器具備品	16,973		
リース資産	315,520		
(無形固定資産)	615,881	負債合計	13,086,667
商標権	1,476	<b>【純資産の部】</b>	
ソフトウェア	604,807	株主資本	17,306,244
ソフトウェア仮勘定	6,870	(資本金)	7,600,567
電話加入権	722	(資本剰余金)	7,694,938
その他	2,005	資本準備金	6,812,067
(投資その他の資産)	7,259,892	その他資本剰余金	882,871
投資有価証券	3,601,225	(利益剰余金)	2,228,384
関係会社株式	2,481,907	その他利益剰余金	2,228,384
その他の関係会社有価証券	92,296	繰越利益剰余金	2,228,384
長期貸付金	36,876	(自己株式)	△ 217,646
関係会社長期貸付金	10,000	評価・換算差額等	117,127
株主、役員又は従業員に対する長期貸付金	8,460	その他有価証券評価差額金	117,127
長期未収入金	240,000	新株予約権	64,124
破産更生債権等	241		
長期前払費用	62,464	純資産合計	17,487,496
敷金及び保証金	697,161	負債・純資産合計	30,574,164
繰延税金資産	66,365		
貸倒引当金	△ 37,106		
資産合計	30,574,164		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成24年1月1日から平成24年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		62,775,245
売 上 原 価		56,585,236
売 上 総 利 益		6,190,009
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,603,191
営 業 利 益		586,817
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	19,123	
有 価 証 券 利 息	77,916	
受 取 配 当 金	3,548	
業 務 受 託 料	75,573	
そ の 他	5,971	182,133
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,021	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	84,721	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	17,075	
そ の 他	4,339	109,157
経 常 利 益		659,793
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	309,940	309,940
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	7,243	
固 定 資 産 売 却 損	2,060	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	59,223	
減 損 損 失	136,034	
本 社 移 転 費 用	52,275	
そ の 他	154	256,991
税 引 前 当 期 純 利 益		712,741
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	209,445	
法 人 税 等 調 整 額	9,579	219,025
当 期 純 利 益		493,716

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成24年1月1日から平成24年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合 計
平成24年1月1日残高	7,595,514	6,807,014	882,871	7,689,885	1,911,221	1,911,221
事業年度中の変動額						
新株の発行	5,053	5,053		5,053		—
剰余金の配当				—	△ 176,553	△ 176,553
当期純利益				—	493,716	493,716
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額（純額）				—		—
事業年度中の変動額合計	5,053	5,053	—	5,053	317,162	317,162
平成24年12月31日残高	7,600,567	6,812,067	882,871	7,694,938	2,228,384	2,228,384

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：千円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
平成24年1月1日残高	△ 217,646	16,978,975	191,731	191,731	67,481	17,238,187
事業年度中の変動額						
新 株 の 発 行		10,107		—		10,107
剰 余 金 の 配 当		△ 176,553		—		△ 176,553
当 期 純 利 益		493,716		—		493,716
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額（純額）		—	△ 74,604	△ 74,604	△ 3,357	△ 77,961
事業年度中の変動額合計	—	327,269	△ 74,604	△ 74,604	△ 3,357	249,308
平成24年12月31日残高	△ 217,646	17,306,244	117,127	117,127	64,124	17,487,496

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

投資事業有限責任組合等への出資

入手可能な直近の決算書に基づき、組合の損益のうち当社の持分相当額を加減する方法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法によっております。

但し、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5～18年

工具器具備品 5～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

但し、自社利用ソフトウェアについては社内利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が平成20年12月31日以前のものについては通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

② 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(5) 計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

(1) 株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用

当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。

潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。なお、この変更による影響はありません。

(6) 追加情報

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産及び担保付債務

(1) 担保に供している資産

現金及び預金（定期預金） 1,000千円

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

売掛金 5,536,573千円

立替金 191,597千円

未収入金 664,866千円

長期未収入金 240,000千円

買掛金 264,289千円

3. 有形固定資産の減価償却累計額 129,878千円

4. 偶発債務

子会社の仕入先に対する買掛金 801,122千円について債務保証を行っております。

(損益計算書に関する注記)

各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

営業取引

売上高 32,353,587千円

営業取引以外の取引

受取利息 10,073千円

業務受託料 75,573千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
自己株式				
普通株式（株）	2,200	—	—	2,200



(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金繰入限度超過額	36,591千円
賞与引当金	59,765千円
未払事業税	10,017千円
資産除去債務	31,733千円
投資有価証券評価損	118,038千円
投資簿価修正額	44,276千円
減損損失	57,984千円
その他	37,737千円
繰延税金資産小計	<u>396,145千円</u>
評価性引当額	<u>△149,272千円</u>
繰延税金資産合計	246,873千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	64,803千円
その他	<u>20,847千円</u>
繰延税金負債合計	85,651千円
繰延税金資産の純額	161,221千円

(注) 繰延税金資産の純額は貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産・繰延税金資産	94,856千円
固定資産・繰延税金資産	66,365千円

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係会社	株式会社 電通 (株式会 社電通デ ジタル・ ホールデ ィングス の親会社)	東京都 港区	58,967	広告業	— (被所有 間接 20.71%)	営業取引 役員の兼任	広告売上 取引 (注2)	31,213,466	売掛金	5,332,299
							広告媒体 の仕入取 引(注2)	1,092,816	買掛金	106,317
その他の 関係会社	カルチュ ア・コン ピニエラ ス・クラ ブ株式 会社	東京都 渋谷区	100	アライア ンス・コ ンサルテ ィング事 業	— (被所有 直接 15.42%)	営業取引 役員の兼任	広告売上 取引 (注2)	578,342	売掛金	113,353
							広告媒体 の仕入取 引(注2)	113,041	買掛金	32,461
						株式譲渡 有価証券 の売却 (注3)	—	未収入金 長期 未収入金	131,000 240,000	

(注1) 取引金額には消費税等は含まれておりません。

(注2) 取引金額については、市場価格等を勘案したうえで決定しております。

(注3) 取引金額については、関係会社の事業計画を基に、当社と譲渡先間において協議のうえ算定法を決定しております。

2. 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 クラシフ ァイド	東京都 千代田区	119	広告の企 画・販売	66.01% (—)	債務保証	債務保証 (注2)	638,716	—	—
子会社	eMFORCE Inc.	韓国 ソウル市	272	インター ネット広 告業	88.50% (—)	資金貸付	資金貸付	300,000	関係会社 短期貸付金	300,000
							利息の受取 (注3)	5,653	その他の 流動資産	1,436

(注1) 取引金額には消費税等は含まれておりません。

(注2) 株式会社クラシファイドの仕入取引の一部について連帯保証を行っております。

(注3) 取引金額については、市場金利等を勘案し利率を合理的に決定しております。

### 3. 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係会社 の子会社	株式会社 サイバミ ュニケー ションズ (株式会社 電通の子 会社)	東京都 港区	2,457	インター ネット広 告事業	— (—)	営業取引	広告媒体 の仕入取 引(注2)	20,943,915	買掛金	3,451,966
その他の 関係会社 の子会社	株式会 社DAサ ーチン &リン ク (株式会 社電通 の子会 社)	東京都 港区	400	インター ネット広 告事業	— (—)	営業取引	広告媒体 の仕入取 引(注2)	4,746,331	買掛金	1,181,147

(注1) 取引金額には消費税等は含まれておりません。

(注2) 取引金額については、市場価格等を勘案したうえで決定しております。

#### (1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額 591円 91銭

1 株当たり当期純利益 16円 78銭

当社は、平成25年1月1日付で株式1株につき200株の株式分割を行っております。当該株式分割については、当事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

(株式分割)

平成24年11月27日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成25年1月1日に株式分割を行っております。

1. 株式分割の目的

株式の分割を実施し、当社株式の投資単位あたりの金額を引き下げることにより、流動性の向上及び投資家層の拡大を図ることを目的としております。

また、平成19年11月27日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、100株を1単位とする単元株制度を採用いたしました。

2. 株式分割の割合

平成24年12月31日を基準日（同日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には平成24年12月28日）として同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を1株につき、200株の割合をもって分割を行っております。

3. 株式分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	149,378株
株式分割により増加する株式数	29,726,222株
株式分割後の発行済株式総数	29,875,600株
株式分割後の発行可能株式総数	86,630,400株

4. 株式分割の時期

効力発生日 平成25年1月1日

5. 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定した場合における「1株当たり情報に関する注記」の各数値は、前項に記載のとおりです。

(資本準備金の額の減少)

当社は、平成25年2月14日開催の取締役会において、平成25年3月28日開催の定時株主総会に、資本準備金の額の減少について付議することを決議しました。

#### 1. 資本準備金の額の減少の目的

今後の機動的な資本政策を実施するための原資を確保するため、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金に振替えるものがあります。

#### 2. 資本準備金の額の減少の要領

当社は、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金4,000,000千円をその他資本剰余金に振替えます。

(1) 振替前の資本準備金額	6,812,067千円
(2) 振替後の資本準備金額	2,812,067千円
(3) 振替前のその他資本剰余金額	882,871千円
(4) 振替後のその他資本剰余金額	4,882,871千円

#### 3. 資本準備金の額の減少の日程

(1) 取締役会決議日	平成25年2月14日
(2) 債権者異議申述公告日	平成25年2月22日
(3) 債権者異議申述最終期日	平成25年3月22日
(4) 株主総会決議日	平成25年3月28日
(5) 効力発生日	平成25年3月28日

## 独立監査人の監査報告書

平成25年 2月20日

株式会社オプト  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	笛木 忠男	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	坂井 知倫	㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オプトの平成24年1月1日から平成24年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オプト及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

平成25年 2月20日

株式会社オプト  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 笛木 忠 男 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 坂井 知 倫 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オプトの平成24年1月1日から平成24年12月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年1月1日から平成24年12月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年2月25日

#### 株式会社オプト 監査役会

常勤監査役 (社外監査役)	石 崎 信 明 ㊞
社外監査役	大 原 猛 ㊞
社外監査役	呉 雅 俊 ㊞
社外監査役	山 上 俊 夫 ㊞

(注) 監査役石崎信明氏、監査役大原猛氏、監査役呉雅俊氏及び監査役山上俊夫氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上



# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

第19期の期末配当につきましては、株主の皆様の日頃のご支援に報いるため、1株当たり配当金を1,700円とし、創立20周年の記念配当2,000円と合わせて、1株当たり3,700円といたしたいと存じます。

※配当は平成25年1月1日付で実施した株式分割前の株式数を基準に行われます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金3,700円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は、544,558,600円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成25年3月29日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 資本準備金の額の減少の件

今後の機動的な資本政策を実施するための原資を確保するため、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その減少した分をその他資本剰余金に振替えたいと存じます。

1. 減少する資本準備金の額  
4,000,000,000円
2. 資本準備金の額の減少が効力を生じる日  
平成25年3月28日

### 第3号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

- (1) 今後の事業展開に備え、現行定款第2条（目的）に一部追加を行うものです。
- (2) 議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるために、定款第8条（単元未満株式についての権利）を新設するものです。
- (3) その他、条文の新設に伴う条数及び号数の変更を行うものです。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所であります）

現 行 定 款	変 更 案
<p>（目的）</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>（1.～15. 条文省略）</p> <p>16. 有価証券の取得及び保有</p> <p>（17. ～18. 条文省略）</p> <p>19. 投資顧問業</p> <p>（20. ～23. 条文省略）</p> <p>（新設）</p> <p><u>24.</u> 前各号に付帯する一切の業務</p>	<p>（目的）</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>（1.～15. 現行通り）</p> <p>16. 有価証券の取得、<u>保有、運用及び売買</u></p> <p>（17.～18. 現行通り）</p> <p>19. <u>投資顧問業及び投資業</u></p> <p>（20.～23. 現行通り）</p> <p><u>24.</u> <u>投資先の斡旋及び仲介業務</u></p> <p><u>25.</u> 前各号に付帯する一切の業務</p>
<p>（新設）</p>	<p><u>（単元未満株式についての権利）</u></p> <p>第8条 <u>当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p><u>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p><u>2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p><u>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p>
<p>第<u>8</u>条～第<u>51</u>条（条文省略）</p>	<p>第<u>9</u>条～第<u>52</u>条（現行通り）</p>

#### 第4号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（8名）は、本總會終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会において、より機動的に意思決定が行えるよう、取締役2名を減員し、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
1	はら みね のぼる 鉢 嶺 登 (昭和42年6月22日生)	平成3年4月 森ビル(株)入社 平成6年3月 (株)デカレッジス〈現在の当社〉設立 同社代表取締役社長 平成13年3月 当社代表取締役社長CEO 平成18年1月 当社代表取締役社長CVO 平成20年3月 当社代表取締役会長CVO 平成21年3月 当社代表取締役社長CEO〈現任〉	23,498株
2	いし ばし よし ただ 石 橋 宜 忠 (昭和42年7月31日生)	平成4年4月 等松・トウシュロス コンサルティング(株)〈現デロイト トーマツ コンサルティング(株)〉入社 平成16年1月 川瀬産業(株)入社 平成20年4月 当社執行役員CFO 平成21年3月 当社取締役CFO〈現任〉	347株
3	の うち あつし 野 内 敦 (昭和42年12月21日生)	平成3年4月 森ビル(株)入社 平成8年10月 当社入社 平成11年3月 当社取締役 平成15年2月 当社取締役事業本部長 平成16年2月 当社取締役CMO 平成18年1月 当社取締役COO 平成22年3月 当社取締役〈現任〉 平成23年7月 (株)Platform ID代表取締役〈現任〉	5,654株
4	いわ きり りゅう きち 岩 切 隆 吉 (昭和53年4月16日生)	平成13年4月 (株)エフアンドエム入社 平成15年9月 当社入社 平成18年1月 当社コンテンツ本部企画部長 平成18年7月 当社SEM本部コンサルティング部長 平成22年1月 当社執行役員 平成23年3月 当社取締役〈現任〉	4株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
5	おおくぼ かつ ひこ 大久保 克彦 (昭和41年9月6日生)	平成4年4月 ㈱長銀総合研究所入社 平成14年9月 ㈱電通入社 平成21年4月 同社ビジネス統括局企画調査部長 平成22年1月 同社デジタル・ビジネス局事業戦略部長 平成22年1月 ㈱電通デジタル・ホールディングス取締役執行役員 平成22年6月 同社取締役常務執行役員〈現任〉 平成23年3月 当社社外取締役〈現任〉	0株
* 6	わた なべ あきら 渡辺 朗 (昭和46年11月15日生)	平成7年4月 カルチュア・コンビニエンス・クラブ㈱入社 平成19年4月 ㈱Tカード&マーケティング リコメンド事業部事業開発グループグループリーダー 平成21年4月 カルチュア・コンビニエンス・クラブ㈱アライアンス・コンサルティング事業本部 事業統括室室長 兼販促ユニットユニット長 兼研究所所長 平成24年4月 同社執行役員 兼アライアンス・コンサルティング事業本部マーケティング・ソリューションビジネスユニット ユニット長〈現任〉 平成24年9月 ㈱Platform ID 取締役〈現任〉	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別な利害関係はございません。
2. \*印は新任候補者であります。
3. 大久保克彦氏、渡辺朗氏は、社外取締役候補者であります。
4. 大久保克彦氏は、電通グループのデジタル・ビジネス領域における事業戦略に長年携わっており、豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の社外取締役として適任であると判断しております。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
5. 渡辺朗氏は、カルチュア・コンビニエンス・クラブ㈱における事業統括に携わっており、豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の社外取締役として適任であると判断しております。
6. 社外取締役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。  
当社は、大久保克彦氏との間で、当社定款に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額を限度として限定する契約を締結しております。なお、大久保克彦氏の再任が承認された場合は、当該責任限定契約を継続し、また、渡辺朗氏の選任が承認された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

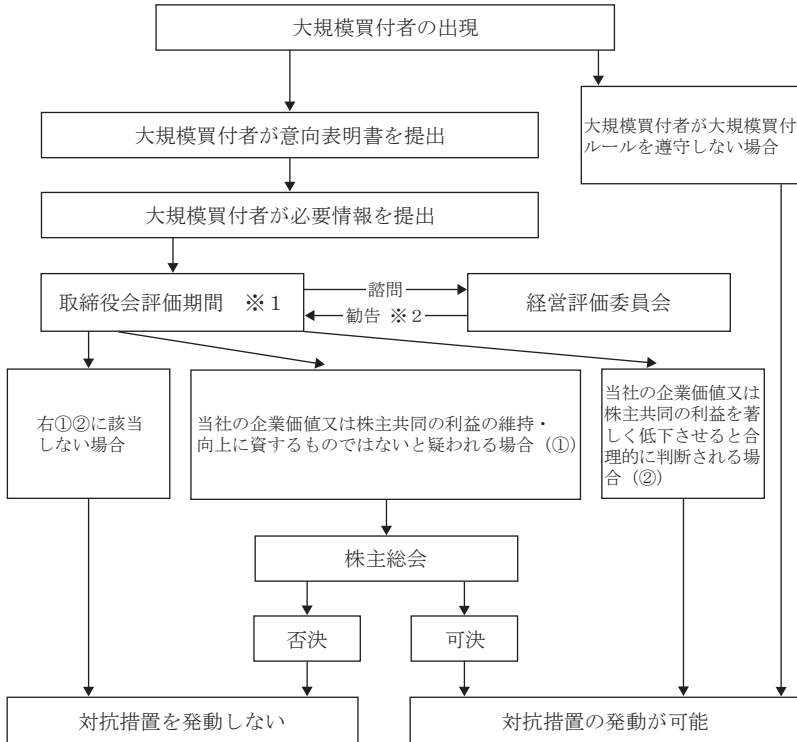
**第5号議案** 当社株式に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）継続の件

当社は、平成24年3月29日の第18回定時株主総会にて、「当社株式に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「本施策」といいます。）について、平成25年3月31日を期限として継続する旨を決議しておりますが、本施策を平成25年4月1日から平成26年3月31日まで継続することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、当社社外監査役4名のいずれの監査役も本施策の具体的運用が適正に行われることを条件として、本施策の導入に賛同する旨の意見を述べております。

【本施策のフローチャート】

本チャートは、あくまで大規模買付ルールに対する理解に資することのみを目的として参考で作成されています。本施策の詳細については、2. 本施策の内容をご参照ください。



※1 取締役会評価期間は原則として、60日又は90日以内としますが、当社取締役会は必要がある場合には、これを延長することがあります。

※2 経営評価委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の発動が適当か否か、又は、当社の企業価値もしくは株主共同の利益の維持・向上に資するものではないと疑われるため、対抗措置の発動について最終的に株主意思を確認するのが適当である旨を勧告し、当社取締役会は、この勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動に関して決議を行います。また、必要に応じて株主の皆様意思を確認いたします。

## 1. 本施策導入の目的

当社取締役会は、当社が株式を公開している、いわゆる上場企業である以上、当社株式の自由な売買がなされることは至極当然であるとの認識のもと、もし当社株式に対して、大規模買付行為を行う特定株主グループが出現したとしても、その大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。

しかしながら、後述するように、株主の皆様が当社株式の売却を行うか否かを判断するにあたっては、十分な情報が株主の皆様へ提供されることが極めて重要であり、もし十分な情報提供がなされない場合には、株主の皆様の利益を大きく毀損する恐れがあると考えております。

従いまして、当社取締役会としましては、株主の皆様の適切な判断に資するため、大規模買付行為に関する情報が大規模買付者から提供された後、これを評価・検討し、また、経営評価委員会の勧告を受けて取締役会としての意見を形成したのちにそれらを開示し、さらに、必要に応じて株主意思を確認の上、大規模買付者と交渉したり、株主の皆様へ代替案を提示することが、取締役会として当然の責務であると考えております。

加えて、当社はインターネット広告を中心としたeマーケティング事業（顧客のインターネット上でのマーケティング活動を支援する事業）を展開しており、下記のような事業特性を前提とした経営のノウハウ、ならびにインターネットやマーケティングに関する知識・経験を有する従業員、取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等が重要であり、これらへの理解が当社の企業価値の維持・向上には不可欠であると考えております。現在の主な事業分野は広告・ソリューション事業分野、データベース事業分野、ソーシャル&コンシューマ事業分野、海外事業分野となっております。

広告・ソリューション事業分野においては、単体のインターネット広告の取り扱い（広告代理）のほか、連結子会社の株式会社クラシファイドがYahoo!不動産新築物件情報などのクラシファイド広告の取り扱い、ソウルドアウト株式会社が中堅・ベンチャー企業向けにインターネット広告の取り扱いを行っております。また、クロスフィニティ株式会社がSEOサービス、株式会社エスワンオーインタラクティブが広告主向けにインターネットマーケティングの戦略的運用を支援するトレーディングデスクを提供しております。同事業において、取り扱う広告は純広告や検索リスティング広告、モバイル広告など多岐にわたります。また、インターネット広告市場の拡大、インターネットを利用したコミュニケーションや購買が定着するなか、顧客の大型化やニーズの複雑化・高度化が進展しており、当社がこれまで培ったインターネット広告における企画提案力や顧客・取引先との関係性などは当事業分野に必須な要素であります。

データベース事業分野においては、単体がインターネット広告の効果測定システムやサイト内解析システムなどのラインナップを備える「ADPLAN（アドプラン）」シリーズの開発を行っております。また、株式会社Platform IDがオーディエンスターゲティング広告配信ツール「Xrost（クロス）」シリーズの開発販売、株式会社ホットリンクがソーシャルメディアマーケティングを支援するソリューションやソーシャルリスクモニタリングサービスの提供を行っております。同事業において、「ADPLAN」シリーズは顧客から高い信頼を得ており、その開発・運用販売にはインターネット広告の効果測定やサイト内解析などに関する専門的な知識・見識及び開発・運用に関わるノウハウが求められます。

ソーシャル&コンシューマ事業分野においては、単体でソーシャルマーケティング支援及び消費者の購買支援を行っております。また、株式会社モバイルファクトリーが、ゲームアプリの企画開発・販売及び着メロ、占いなどのモバイルコンテンツの提供、当連結会計年度より連結子会社に加わった株式会社コンテンツワンが、Webアプリケーション系に特化した開発、コンサルティング、育成事業、株式会社マルチメディアスクール・ウェーブがIT-WEB系に特化した技術者育成事業を行っております。

海外事業分野においては、単体で海外調査・開発、その他投資先支援を行っております。また韓国のeMFORCE Inc.（エムフォース）及び当連結会計年度より連結子会社に加わったChai Communication Co.,LTD.（チャイコミュニケーション）がインターネット広告サービスを行っております。

このような当社の事業に対する理解なくして当社の企業価値の把握は困難であり、株主の皆様が大規模買付者による大規模買付行為を評価・検討するに際しては、大規模買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営について株主の皆様から委任を受けており、当社の事業特性を十分理解している当社取締役会の評価・意見等も含めた十分な情報が提供されることが必要不可欠と考えております。

以上の考え方にに基づき、当社取締役会としては、以下の内容の大規模買付行為における一定のルールを策定いたしました。かかるルールに則り、当社取締役会は、株主の皆様が大規模買付行為に対する判断を行うために必要かつ十分な情報を収集・提供し、また、適宜、経営評価委員会の勧告とあわせて、これを評価・検討して取締役会としての意見をまとめて公表することとし、さらに、大規模買付者に対して大規模買付ルールの順守を求め、大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合、又は、大規模買付ルールに則っていたとしても、大規模買付行為が株主の皆様様の共同の利益を著しく損なう場合等には、必要に応じて株主意思を確認の上、当社取締役会がその時点で適切と考える一定の措置を講じることができるものいたします。



一般に、大規模買付行為に対する取締役会の対応によっては、本施策のような施策が現経営陣の保身に利用され、また、不当に株主の株式売却に対する自由を妨害することにつながるという弊害も指摘されているところでありますが、本施策は、あくまで株主の皆様が自由な意思決定を行うための前提として必要な情報・機会を確保することを目的として、それに必要かつ相当なルールを設定するものであり、かかる弊害は生じないものと考えております。

## 2. 本施策の内容

### (1) 大規模買付ルール

#### [1] 取締役会に対する情報提供

大規模買付ルールの対象となる行為は、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについても、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）とします。

まず、大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、次の各号に定める事項等を記載し又は記載した資料を添付した「大規模買付意向表明書」（以下「意向表明書」といいます。）を提出して頂きます。これは、当該大規模買付行為に関し、株主が適切な判断を行い、かつ当社取締役会が適切な評価・検討を行うことを目的としております。

- ① 大規模買付者の名称（商号／氏名）、本店所在地／住所、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内の連絡先
- ② 大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）の概要（沿革、役員構成、主要業務、主要株主、グループ組織図、直近3ヵ年の有価証券報告書又はこれに相当する書面、連結財務諸表を含む。）
- ③ 大規模買付行為の目的及び具体的内容
- ④ 大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）の株券等保有割合及び保有株券等の数

- ⑤ 大規模買付行為における当社株券等の取得価格の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報等）、取得資金の裏付け、ならびに資金調達の内容及び条件
- ⑥ 大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）が当社の経営権を取得した場合における、経営方針、経営計画、事業計画、財務政策、資本政策、配当政策、経営権取得後3年間の経営・財務諸表の目標数値及び算出根拠、ならびに役員候補者及びその略歴
- ⑦ 大規模買付行為の実行に際しての、第三者との意思連絡の有無及び意思連絡がある場合におけるその内容
- ⑧ 大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）と当社の主要取引先との間の従前の取引関係及び競合関係
- ⑨ 大規模買付行為実行後における、大規模買付者のグループ内における当社の役割
- ⑩ 当社の従業員、主要取引先、顧客その他の当社の利害関係者との関係について、大規模買付行為実行後に予定する変更の内容
- ⑪ 現金以外の対価をもって大規模買付行為を行う場合における対価の価額に関する情報
- ⑫ 意向表明書の記載内容が重要な点において真実かつ正確であり、重要な事実につき誤解を生ぜしめる記載又は記載の欠落を含まない旨の、責任者による宣誓
- ⑬ 既存の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑭ その他、当社取締役会が合理的に必要と判断し、提出を求める情報

なお、大規模買付者が提出した意向表明書に記載された情報が不十分であると認められる場合、その他当社取締役会が必要と判断する場合、当社取締役会が、大規模買付者に対し追加的に情報提供を求めることがあります。また、大規模買付者が提出した意向表明書に記載された情報は、株主の判断に必要なかつ適切と認められる範囲において、当社取締役会が必要かつ適切と判断した時点で、その全部又は一部を開示いたします。

## [2] 取締役会における評価及び検討

大規模買付者には、意向表明書による当社取締役会に対する情報提供を完了した日から60日間（大規模買付行為が、現金のみを対価とする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）（以下「取締役会評価期間」といいます。）が経過するまでは、大規模買付行為を行わないこととして頂きます。これは、株主共同の利益のため、当社取締役会に、意向表明書の評価及び検討、大規模買付者との交渉及び協議、大規模買付行為に関する意見形成、株主に対する代替的提案の作成及び提示等を行う機会を与えて頂くためです。なお、大規模買付行為の態様により、当社取締役会

はかかる取締役会評価期間を延長することができるものとします。

当社取締役会は、取締役会評価期間中、経営評価委員会に諮問し、また、必要に応じて弁護士、公認会計士及び投資銀行等の外部専門家等の助言を得ながら、意向表明書によって提供された情報の評価及び検討を行い、当該大規模買付行為又は当該大規模買付者の提案に係る経営方針等についての当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめます。かかる意見の取りまとめに際しては、当該大規模買付行為が株主共同の利益を向上させるものか否かという観点から、買付条件、当該大規模買付行為が株主共同の利益に与える影響等について当該大規模買付者による提案の内容や当該大規模買付者の属性・資力等を勘案いたします。

また、当該大規模買付行為に関する条件の改善により当該大規模買付行為が株主共同の利益に資するものとなる可能性があるとして、当社取締役会が判断した場合には、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉及び協議を行い、必要に応じて、当社取締役会として、株主に対し、当社の経営方針等についての代替的提案を提示することもあります。

### [3] 株主意思確認のための株主総会

当社取締役会は、大規模買付者から受領した情報を分析・検討した結果、大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針及び事業計画等が不合理であると疑われる場合、当社取締役会の経営方針及び事業計画等（大規模買付者による大規模買付後の経営方針及び事業計画等に対する代替案を含みます。）に劣ると疑われる場合、その他当社の企業価値又は株主共同の利益の維持・向上に資するものではないと疑われる場合には、直ちにその旨を公表し、速やかに株主意思確認のための株主総会を招集して、対抗措置の発動の可否に関する議案を付議します（但し、実務上の手続等を勘案して、既に開催することが予定されている株主総会において付議することが、より迅速かつ適切であると判断する場合には、当該株主総会において議案を付議します。）。なお、当社取締役会は、経営評価委員会の勧告（後記(3)）を最大限尊重して当該検討を行った結果、株主総会を開催することなく対抗措置を発動する場合があります。

### [4] 大規模買付行為の開始可能時期

大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後（株主意思確認のための株主総会が招集された場合には、当該株主総会において対抗措置の発動に関する議案が否決された後）にのみ開始することができるものとします。

### [5] 企業価値を低下させる買収に該当しないと判断した場合

当社取締役会は、上記 [2] の評価・検討の結果、あるいは、それ以前であっても、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく低下させる買収には該当しないと判断した場合は、対抗措置を発動しない旨を直ちに決議し公表します。

## (2) 大規模買付行為への対応方針

### [1] 大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールに定める手続に従うことなく大規模買付行為を行った場合、当社取締役会は、株主に対する無償割当の方法による新株予約権の発行、その他会社法等の法令及び当社定款によって認められる相当な大規模買付対抗措置を決議することができるものとします。大規模買付対抗措置として発行される新株予約権の募集事項の概要は、別紙1に定めるとおりとします。この新株予約権には、議決権割合が一定以上である特定株主グループに属さないことなどの行使条件を付する場合があります。

### [2] 大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、代替案の提示、大規模買付者との交渉、当社株主の皆様への説得等を行う可能性はあるものの、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置をとることはいたしません。

もっとも、大規模買付ルールが順守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値又は当社株主共同の利益を著しく低下させると合理的に判断される場合、当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合と同様の大規模買付対抗措置を決議することができるものとします。

- (i) 当該大規模買付行為の目的が、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株券等を当社関係者に引き取らせることにある場合（いわゆるグリーンメイラーの場合）
- (ii) 当該大規模買付行為の目的が、主として、当社の事業経営上必要な動産、知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先、顧客等その他の当社の資産を当該大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）に移譲させること（いわゆる焦土化経営）にある場合
- (iii) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、又は明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付である場合
- (iv) 当該大規模買付行為の目的が、主として、当社の資産の全部又は重要な一部を当該大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）の債務の担保や弁済原資として流用することにある場合
- (v) 当該大規模買付行為の目的が、主として、当社の保有する事業設備の全部又は重要な一部の譲渡、賃貸、担保供与その他の処分にある場合
- (vi) 当該大規模買付行為の目的が、主として、会社経営を一時的に支配して、当社の所有する有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益

をもって一時的な高配当をさせるか、又は一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株券等の高値売り抜けをすることにある場合

- (vii) いわゆる反社会的勢力（犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ『企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針』において定義される「反社会的勢力」を指し、以下同様とします。）又は反社会的勢力の支配・関与を受けた個人・団体による大規模買付行為である場合
- (viii) 大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針及び事業計画が著しく不合理であると判断される場合
- (ix) 当社取締役会の経営方針及び事業計画（大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針及び事業計画に対する代替案を含みます。）に著しく劣ると判断される場合

また、株主意思確認のための株主総会において、対抗措置の発動が承認された場合にも、大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合と同様の大規模買付対抗措置を発動することができるものとします。

#### (3) 大規模買付対抗措置の発動の手続

当社取締役会は、大規模買付者から必要な情報が提供された場合、速やかに取締役会から独立した組織として設置される経営評価委員会にかかる情報を上程し、当社取締役会に対して対抗措置の発動が適当か否か、あるいは発動の適否の判断が困難なので最終的に株主意思を確認するのが適当であるか否かを諮問します。

経営評価委員会は、当社取締役会からの諮問に基づき、外部専門家の助言を受けるなどしながら意見を取りまとめ、当社取締役会に対して対抗措置の発動が適当か否か、対抗措置（現段階で想定されるものとしては、別紙1のとおりですが、経営評価委員会は、これに限ることなく、会社法上許される措置のなかで、最適なものを勧告します。）として適当なものは何か、あるいは発動の適否の判断が困難なので最終的に株主意思を確認するのが適当であるか否かを勧告し、当社取締役会は、この勧告を開示した上で、この勧告を最大限尊重して、対抗措置を発動するか否か又は株主総会の招集に関して決議を行います。なお、当社取締役会が経営評価委員会に諮問して勧告を受けるまでの期間は、(1) [2] に定める取締役会評価期間に含まれます。

経営評価委員会の概要及び経営評価委員会の委員の略歴は別紙2のとおりです。

#### (4) 本施策の有効期限ならびに廃止及び変更

本施策は、当社第19回定時株主総会において、本ルールの導入をお諮りすることにより、株主の皆様のご信任を得た上で導入するものとします。

そして、本施策は、当社第19回定時株主総会決議の日より継続を開始し、その有効期限は、特段の事情のない限り、平成26年3月31日までといたします。本施策を継続する場合は、平成26年3月開催予定の当社第20回定時株主総会に議案として上程し、審議・決定いたします。また、当社取締役会は、企業価値及び株主

共同の利益の維持向上の観点から、必要に応じて廃止を含め適宜本施策の内容を変更してまいりたいと存じます。

上記のとおり、本施策は当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けようとする者が、自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本施策を廃止することが可能です。したがって、デッドハンド型の買収防衛策（取締役の構成員の過半数を交代させてもなお、その発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は、平成18年9月28日開催の臨時株主総会における決議に基づき定款変更を行い、取締役任期を一年とし期差任期制を採用していないため、本施策はスロー・ハンド型の買収防衛策（取締役の交代を一度で行うことができないため、その発動を阻止するのに時間がかかる買収防衛策）でもありません。

### 3. 本施策が株主及び投資家に及ぼす影響について

#### (1) 大規模買付ルールが株主及び投資家に及ぼす影響

大規模買付ルールは、大規模買付者が大規模買付行為を行うにあたって従うべきルールを定めたものとどまり、新株予約権その他の株券等を発行するものではありませんので、本施策の導入は株主及び投資家の権利利益に影響を及ぼすものではありません。

本施策の導入は、むしろ、大規模買付行為に関する情報を株主及び投資家に提供することを可能とするものであり、株主及び投資家の利益に資するものであると考えております。

#### (2) 大規模買付対抗措置の発動が株主及び投資家に及ぼす影響

大規模買付対抗措置を発動した場合、当該大規模買付行為に係る特定株主グループの株主が、その法的権利又は経済的利益に損失を被る可能性があります。それ以外の株主の法的権利又は経済的利益に格別の損失を生ぜしめることは想定しておりません。

当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議した場合は、法令及び金融商品取引所規則に従いまして、適時に適切な開示を行います。大規模買付対抗措置として株主に対する無償割当の方法によって新株予約権の発行がなされる場合は、当社取締役会で定める割当日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が割り当てられますので、名義書換未了の株主には、当該基準日までに名義書換を完了して頂く必要があります。また、新株予約権の行使に際しては、株主には、新株を取得するために、所定の期間内に一定の金額の払込みを行って頂く必要があります。かかる手続を行わない場合は、当該株主の議決権保有割合が希釈化することになります。ただし、当社が新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することができるのと取得条項が定められた場合において、当社が取得の手続を取ったときは、取得の対象となる新株

予約権を保有する株主は、金銭を払い込むことなく当社株式を受領することになります（なお、この場合、かかる株主には、別途、特定株主グループに属する者でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出頂くことがあります。）。

注1：「特定株主グループ」とは、当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する大量保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。）及びその共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）又は当社の株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者及び特別関係者（金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：「議決権割合」とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i)特定株主グループが当社の株券等の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）又は、(ii)特定株主グループが当社の株券等の大規模買付者及びその特別関係者である場合の当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいいます。）の合計とします。なお、各株券等保有割合の算出にあたっては、総議決権（金融商品取引法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（金融商品取引法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものならびに大量保有報告書を参照することができるものとします。

注3：「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

以 上

## 別紙1

### 株主割当により新株予約権を発行する場合の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及びその割当条件  
当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の保有する当社普通株式を除く。）100株につき1個の割合で新株予約権を割り当てる。
2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数  
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、取締役会の決議により所要の調整を行うものとする。
3. 割り当てる新株予約権の総数  
割り当てる新株予約権の総数は、新株予約権割当期日における当社の最終の発行済株式総数と同数を上限として、取締役会が定める数とする。当社取締役会は、割り当てる新株予約権の総数がこの上限を超えない範囲で、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。
4. 新株予約権の効力発生日  
取締役会が定める日とする。
5. 新株予約権の払込金額  
無償とする。
6. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1円を下限とし、当社の株式の割当期日における時価の二分の一に相当する価額を上限として、当社取締役会が定める額とする。なお、出資の目的は金銭とする。
7. 新株予約権の行使条件  
大規模買付者を含む特定株主グループに属する者（株券等を取得又は保有することが当社株主全体の利益に反しないと当社取締役会が認めたものを除く。）等に行使を認めないこと等を新株予約権行使の条件として定めることがある。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。
8. 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。



9. 新株予約権の行使期間

新株予約権の行使期間は、新株予約権の無償割当の効力発生日を初日とし、6ヵ月以内の範囲で取締役会が定める期間とする。

10. 新株予約権の取得条項

新株予約権には、行使期間開始日前日までの当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当社が、全ての新株予約権を無償で取得することができる旨の条項（取得条項）を付する場合がある。また、上記7.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、これと引換えに当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。

11. その他

その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

以 上

## 別紙2

### 経営評価委員会の概要等

#### 1. 経営評価委員の要件

経営評価委員会は、当社取締役会の過半数の承認を受けた以下の要件全てを満たす委員3名により構成される。

- ① 現在又は過去において、当社の取締役（社外取締役を除く。）、監査役（社外監査役を除く。）又は従業員となつたことがない者
- ② 現在又は過去において、当社の関係会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第8条第8項に定める関係会社をいい、以下同様とする。）の取締役（社外取締役を除く。）、監査役（社外監査役を除く。）又は従業員となつたことがない者
- ③ 現在又は過去において、当社又は当社の関係会社の取締役（社外取締役を除く。）、監査役（社外監査役を除く。）又は従業員であつた者と配偶者、三親等内の血族及び姻族関係を有しない者
- ④ 企業経営についての一定以上の経験、知識を有する者

#### 2. 委員の略歴

花堂靖仁（昭和16年8月9日生）

昭和55年3月	國學院大學教授
昭和56年3月	國學院大學大学院経済学研究科担当
平成15年3月	早稲田大学経営専門職大学院（MBA）教授
平成17年2月	経済産業省産業構造審議会新成長政策部会経営・知的資産小委員会委員
平成19年4月	早稲田大学大学院商学研究科教授
平成21年2月	当社経営評価委員（現任）
平成24年4月	國學院大學名誉教授（現任）

岸田雅雄（昭和21年5月29日生）

昭和49年4月	司法修習（第26期）終了
同	神戸大学法学部助手
昭和51年4月	同大学法学部助教授
昭和60年4月	同大学法学部教授
平成16年4月	同大学名誉教授
同	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授（現任）
平成21年2月	当社経営評価委員（現任）

大塚和成（昭和46年1月18日生）

平成11年4月	司法修習（第51期）終了
同	弁護士登録（第二東京弁護士会）（現任）
平成14年10月	東京商工会議所企業行動規範特別委員会幹事
平成17年4月	三井法律事務所パートナー
平成17年5月	社団法人能楽協会監事（現任）
平成18、19年度	明治学院大学法科大学院非常勤講師（会社法）
平成21年2月	当社経営評価委員（現任）
平成23年7月	二重橋法律事務所設立代表パートナー（現任）

以 上

## 別 添

### 経営評価委員会規則

#### (目 的)

第1条 企業価値及び株主共同の利益の維持・向上に向けた取組みについて外部から客観的な意見を求め、株式会社オプト（以下「当社」という）のガバナンス機能を強化するために、経営評価委員会（以下「委員会」という）を置く。

#### (構 成)

第2条 委員会は、以下の各号の要件を全て満たす者の中から、取締役会の決議を得て選任される経営評価委員（以下「委員」という）3名以上により構成される。なお、この決議は、取締役の過半数が出席し、その議決権の過半数に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 現在又は過去において、当社の取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）又は従業員となつたことがない者
  - (2) 現在又は過去において、当社の関係会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第8条第8項に定める関係会社を指し、以下同様とする）の取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）又は従業員となつたことがない者
  - (3) 現在又は過去において、当社又は当社の関係会社の取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）又は従業員であつた者の配偶者、三親等内の血族及び姻族関係を有しない者
  - (4) 企業経営についての一定以上の経験、知識を有する者
- 2) 委員会は、委員の互選により委員長を選任する。

#### (大規模買付ルールの遵守)

第3条 委員は、当社に大規模買付ルールが導入されている場合、本規則に定められている事項に加え、当該ルールを遵守する。

#### (任 期)

第4条 委員の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結後最初に開催される取締役会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

- 2) 委員は何時にても取締役会の決議をもって解任することができる。但し、この決議は、取締役の過半数が出席し、その議決権の過半数に当たる多数をもって行わなければならない。

- 3) 委員は、前項に基づき解任された場合といえども、当社に対して解任によって生じた損害の賠償を請求することはできない。

#### (委員会の開催)

- 第5条 定例委員会は、四半期に一度開催するほか、必要あるごとに臨時委員会を開催する。
- 2) 取締役社長は、重要な経営事項について、委員会の提言を求める必要がある場合には、委員に対し、臨時委員会の開催を求めることができる。
  - 3) 委員会の開催は、委員の3分の2以上の出席を必要とする。
  - 4) 委員長は、審議又は報告のため、取締役、監査役、従業員、会計監査人その他の第三者を委員会に出席させることができる。

#### (招 集)

- 第6条 定例委員会は、委員長が招集する。臨時委員会は、委員長以外の委員も招集することができる。
- 2) 委員会の招集通知は、各委員に対して会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、その期間を短縮することができる。
  - 3) 委員会は、委員全員の同意がある場合、招集の手続を経ることなく開催することができる。

#### (委員会の運営)

- 第7条 委員会の決議は、出席した委員の過半数の決議によって決定する。
- 2) 本規則に定めるほか、委員会の運営に関する詳細は、委員会の決議により決定する。

#### (ガバナンスの評価・提言)

- 第8条 委員会は、取締役会から経営の基本方針及びその履行状況等の企業価値及び株主共同の利益の維持・向上に向けた取組み並びに重要な経営判断等につき報告を受け、当社のガバナンス状況の適否、改善すべき事項等について協議を行う。
- 2) 委員会は、前項の協議を踏まえてそれぞれ当社のガバナンス状況の評価のうえ、取締役社長に対し、ガバナンス機能の強化に関する提言を行う。
  - 3) 前項の提言は、原則として各委員が書面（電磁的方法を含む）により個別に実施する。但し、委員会において提言方法を特に定めたときは、これに従うものとする。

(委員会の費用請求)

第9条 委員会が、その職務の執行につき費用を支出しようとするときは、当社に前払いを請求することができる。当社は、その費用負担が委員会の職務の執行に必要なでないことを証明した場合でなければ、これを拒むことができない。

(委員の権限)

第10条 委員は、いつでも、取締役、監査役又は従業員に対して、その職務の執行に関する事項又は当社の業務及び財産の状況について報告を求めることができる。

2) 委員は、委員会の権限を行使するために必要があるときは、当社の関係会社に対して営業状況又は業務及び財産の状況について報告を求めることができる。

3) 委員は、前二項に定める聴取の方針について委員会の決議があるときは、これに従うものとする。

(事務局)

第11条 委員会の招集事務、議事録の作成、その他委員会運営に関する事務はC00が指名した従業員がこれにあたるものとし、C00が管掌する。

(報酬)

第12条 委員が受けるべき報酬は、取締役会決議をもって定める。

(主管部署)

第13条 本規則は、C00が主管する。

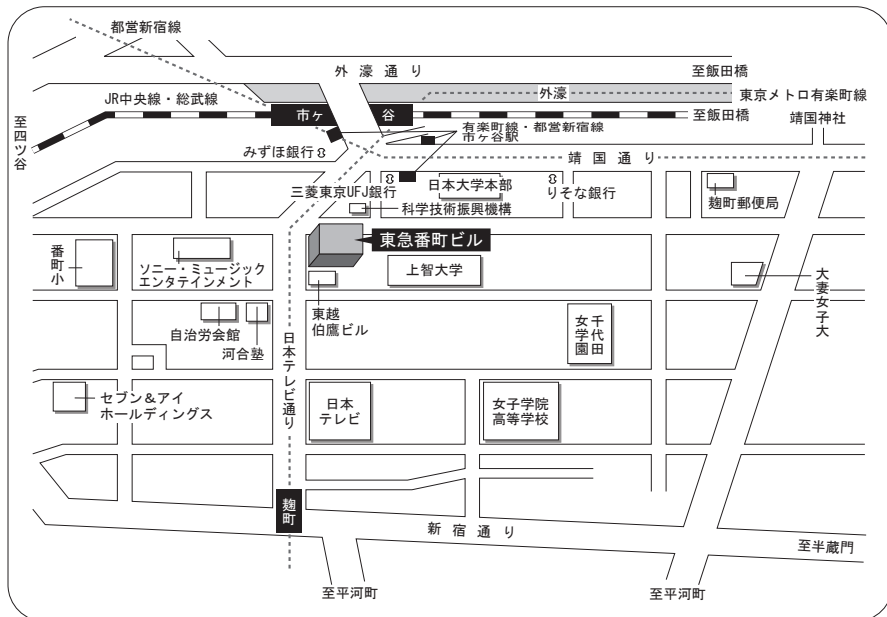
(規則の改廃)

第14条 本規則の改廃は、委員の了承を得たうえで、取締役会の決議又は職務権限規程に基づく稟議による決裁をもって行う。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都千代田区四番町6番 東急番町ビル  
当社5階会議室



## 交通のご案内

- ・ JR中央線・総武線「市ヶ谷駅」 徒歩3分  
東京メトロ有楽町線・南北線、都営新宿線  
「市ヶ谷駅」3番出口 徒歩3分
- ・ 東京メトロ有楽町線「麹町駅」6番出口 徒歩5分